

## 町長へこんにちは！

### 幸田町消防団に初めて女性が入団しました

#### 【女性消防団 表敬訪問】

令和2年4月に幸田町消防団初の女性消防団員となった鈴木翔子さん、赤星綾香さん、金海里奈さんの3人が4月28日㊤に町長を訪れました。

町長との懇談の中で「女性消防団員として私たちにどのような活動ができるか考えながら町民のために力になりたい、消防団を支えていきたい」と力強く抱負を語られました。

女性消防団員には高齢者や幼い子どもなど災害に対して弱い立場の被災者に対し、これまでにはない目線での災害活動により、地域防災力の向上が期待されます。



↑左から入団した鈴木さん、赤星さん、金海さん



↑叙勲を受章した黒野さん

### 安心・安全な町づくりに多大な貢献

#### 【瑞宝単光章(危険業務従事者叙勲)を受章】

4月29日㊤に元消防本部職員の黒野英男さんは、消防職員として町民の生命、身体および財産を火災などの災害から守るため、永年にわたり著しく危険性の高い業務に力を尽くした功績が認められ、瑞宝単光章を受章されました。また、消防本部の消防力強化、充実に尽力するとともに、幸田町の安全・安心な町づくりに多大な貢献をされました。

## ありがとうございます



↑贈呈の様子

### お米の寄付をいただきました

#### 【お米の贈呈】

消防本部へ地域社会貢献事業の一環としてののばライスセンターから、5月13日㊤、17日㊤の2日間で「お米700キロ」が寄贈されました。代表者の磯部有哉さんは「地域貢献に少しでも役立てていただければ」と消防長に手渡しました。

寄付されたお米は、新型コロナウイルスに対する支援のために消防本部から関係団体に渡して有効に活用します。

### マスクの寄付をいただきました

#### 【マスク 贈呈式】


株式会社コバテックから、新型コロナウイルス感染症対策として、「マスク4,000枚」を幸田町に寄付したいとの申し出があり、5月27日㊤に贈呈式を行いました。寄付されたマスクは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために有効に活用します。



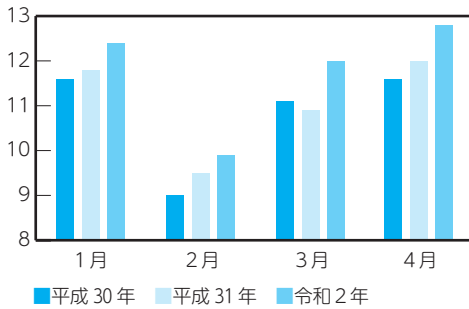
↑贈呈式の様子

## えこたん日記 Let's go to リサイクル

町指定ごみ袋の値下げにより、燃やすごみの量は怎么样了の？ そんな疑問にお答えするコーナーです。

区分	単位	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	前年比	1人あたりのごみ量
ごみ量	kg	477,230	507,490	542,520	+35,030	 注意
人口(各年1日現在)	人	41,296	42,126	42,430	+304	
1人あたりのごみ量	kg	11.6	12.0	12.8	+0.8	

(単位: kg) 1人あたりのごみ量の推移



前年と比べて…

- 総量で**35トン増**
- 1人あたり**0.8キログラム増**
- 岡崎市中心クリーンセンターでの処理費**64万円増**

大幅に増えてしまいました…



- 🗑️ 食材を賞味期限切れにして廃棄することなく使い切りましょう！
- 🗑️ 生ごみの水切りを徹底しましょう！
- 🗑️ ミックスペーパー・プラスチック製容器包装は地域の分別ステーションに出しましょう！

〈今月の一句〉～ 天の川 ごみ拾いしてめぐり合う ～ (幸田高等学校文芸部 しみず ゆきなさん)

問合せ 環境課ごみ対策グループ(内線273) FAX63-5169



### 子ども医療費(入院分)の助成対象を拡大します

町内在住で、令和3年3月31日時点で16歳～18歳の人に、令和2年9月1日以降の入院における医療費自己負担分を助成します。(子ども医療費受給者証は交付しません)

該当する人は、9月1日④以降の自己負担分について、一旦医療機関にお支払いいただき、後日領収書(1カ月まとめた分)を役場窓口で助成金の申請をしていただきます。申請後、助成金の振込まで概ね3カ月かかります。

#### 【現在の助成対象】

0～15歳(中学校卒業まで)の入院通院に係る保険診療の自己負担分

	0～15歳 (中学校卒業まで)
入院	無料
通院	無料

#### 【令和2年9月診療分から】

16～18歳(高校卒業世代まで)の入院に係る保険診療の自己負担分まで拡大

	0～15歳 (中学校卒業まで)	16歳～18歳 (高校卒業世代まで)
入院	無料	無料
通院	無料	3割負担

問合せ 保険医療課医療グループ(内線144、145) FAX63-5334



## 風水害から身を守るためには！

昨年も夏から秋にかけて大雨や台風による災害が発生し、各地で被害をもたらしました。なかでも10月12日に上陸した「台風19号」は、広い範囲で記録的な大雨となり、関東・東北地方を中心に計140カ所で河川の堤防が決壊し、千曲川や阿武隈川など大きな河川が氾濫しました。今年もこれから風水害が多く発生する季節がやってきます。今まで被害に遭わなかったからといって、油断は禁物です。平常時にこそ、風水害が発生した時に何が必要か、どのように行動すべきかを考え、準備することで被害を最小限に抑えましょう！

### ◎まずは情報収集を！

災害から身を守るためには、情報収集が不可欠です。特に、大雨や台風は、いつ、どこで、どのくらいの強さで発生するか、ある程度予想することができます。テレビやラジオ、気象庁のホームページなどで最新の防災気象情報を収集するように心掛け、時間を追って段階的に発表される「注意報」や「警報」をもとに、早め早めの安全確保行動をとるようにしましょう。



### ◎日頃の備えを万全に！

災害が発生する前でも準備できることはあります。

まずは、町が作成したハザードマップ（風水害対策）などを参考に、危険箇所や最寄りの避難所、安全な避難経路などをご家族や地域の皆さんであらかじめ確認し、非常持ち出し品の準備をしておきましょう。非常持ち出し品は、食料や飲料水はもちろん、感染症対策のために、マスクや消毒（除菌シート）なども準備しておきましょう。

次に、避難勧告などの緊急情報を知るために、こうたタウンメールへ登録しておきましょう。こうたタウンメールへ登録しておけば、屋外に設置してある無線機やご家庭の戸別受信機から放送が聞こえなかった場合、町外にいる場合でも、メール（文字）で内容を確認することができます。

最後に、飛ばされやすいものの整理・固定をし、物置やカーポートなどの点検をしておきましょう。飛ばされたものが道路を塞いでしまったり、近隣の住家などへ損害を与えてしまうことがあります。

ハザードマップは、役場3階7番の防災安全課窓口で配布しており、町ホームページでも公開しています。こうしたタウンメールへの登録については24ページを参照してください。



↑幸田町防災ハザードマップ 風水害対策

### ◎町から発令される避難情報を確認し行動しましょう！

昨年、水害・土砂災害について5段階に整理した「警戒レベル」を用いて避難情報を発令しています。町から避難勧告などが発令されたら、自身や周囲の状況を確認し、必要があるときは、安全なルートですみやかに避難所などへ避難してください。避難勧告などが発令されていなくても、危険な場所にいる場合や避難に時間を要する人、その支援者の人は、早めに自主避難しましょう。

### 注意！

大雨や浸水の中での避難は、マンホールや側溝に転落するなどのおそれがあり、危険で困難です。無理に避難するよりも、自宅の高い階に避難したり、その場に留まったほうが安全な場合もあります。周りの状況を慎重に判断して行動しましょう。

\*次ページへ続く

## 台風・豪雨時の「避難情報のポイント」

台風や豪雨のときに、5段階に整理した「警戒レベル」を用いて避難情報が発令されます。市町村から「警戒レベル3・4」が発令された地域にお住まいで危険な場所にいる人は、速やかに避難してください。

なお、安全な場所にいる人は、必ずしも避難する必要はありません。

	〈避難情報など〉		〈防災気象情報〉
警戒レベル5	すでに <b>災害が発生</b> している状況です。 <b>命を守るための最善の行動</b> をとりましょう。	<b>災害発生情報</b> 災害が実際に発生していることを市町村が把握した場合に、可能な範囲で市町村が発令	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報など
警戒レベル4	危険な場所にいる場合は、 <b>速やかに避難先へ避難</b> しましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	<b>避難勧告・避難指示（緊急）</b> 地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合などに市町村が発令	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報など
警戒レベル3	<b>避難に時間を要する人（ご高齢の人、障がいのある人、乳幼児など）とその支援者</b> は、避難を開始しましょう。そのほかの人は、避難の準備を整えましょう。	<b>避難準備・高齢者等避難開始</b> 市町村が発令	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報など
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの <b>避難行動を確認</b> しましょう。	<b>洪水注意報・大雨注意報</b> など 気象庁が発表	これらは、住民の皆さんが自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	<b>早期注意情報</b> 気象庁が発表	*防災気象情報は国土交通省、気象庁、都道府県が発表します。

\* 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

## Q & A コーナー

### 質問1) 防災気象情報は出ているけれど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

⇒市町村は、さまざまな情報をもとに避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が同時に発令されるわけではありません。

**自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。**

### 質問2) 避難指示（緊急）は避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？

⇒**避難指示（緊急）**は、地域の状況に応じて緊急的にまたは重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません。**避難勧告が発令され次第、危険な場所にいる場合は**避難指示（緊急）を待たずに速やかに避難をしてください。**夜間や大雨、強風の中での避難は危険が伴います。周囲の状況を確認し、避難することが危険であると判断したときは、自宅の2階以上に移動することや窓際から離れるなどの避難行動をとりましょう。

### 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ている中で、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけれど、洪水のレベルも4から3に下がったということなの？

⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。**

【警戒レベル5】ではすでに災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう！

\* 次ページへ続く



# こうたタウンメールを新規登録しよう

## 登録の前に

メール配信サービスの利用規約に同意していただいた上で、登録をお願いします。

- 「@town.kota.lg.jp」のドメインを受信する設定をしてください。
- URL付メールの受信を許可する設定をしてください。

### 1. 空メールを送信します

下のQRコードからサイトにアクセスし、「空メールを送信する」または「メールを送信する」ボタンをクリックすると、メールが立ち上がります。件名はそのまま、本文には何も入力せずにメールを送信してください。



↑スマートフォンの場合

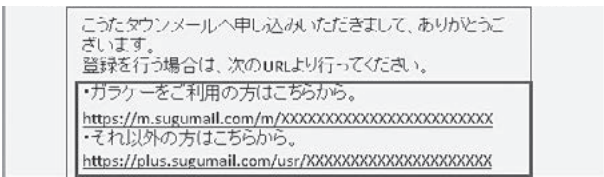


↑ガラケーの場合

\*メールが起動しない場合は、手動でメールを立ち上げ、下のアドレスに空メールを送信してください。  
t-kota@sg-p.jp

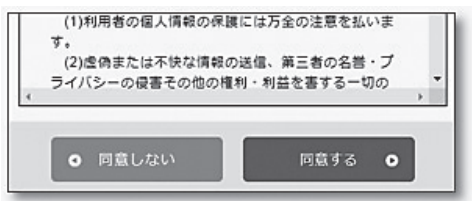
### 2. 登録案内メールが届きます

メールに記載された登録用URLをクリックし登録に進みます。



### 3. 利用規約を確認します

利用規約を確認の上、「同意する」ボタンをクリックします。



### 4. 配信カテゴリを選択し会員登録を行います

カテゴリを選択、登録情報を入力し、[確認画面へ]ボタンをクリックします



こうたタウンメール配信情報にチェックを入れます。

小学校区を選びます。

登録情報を入力・確認して「確認画面へ」ボタンをクリックします。

### 5. 入力内容を確認し、登録します

入力内容を確認の上、「登録」ボタンをクリックします。登録完了画面が表示されたら登録完了です。登録後、登録完了メールが届きます。

### 登録情報変更・退会

空メールアドレス宛にメールを送信します。返信メールから登録情報の変更などを行います。

#### ◎メールアドレス変更

メールアドレス下にある[変更]ボタンをクリックして手続きしてください。

#### ◎退会

画面右上のメニューボタンをクリックし[登録解除へ]をクリックします。次の画面で[登録解除へ]ボタンをクリックしてください。





## 10月1日採用 幸田町社会福祉協議会職員の募集

### 1 職種・採用予定人員・受験資格

職種	採用人数	学歴	受験資格
社会福祉 総合職	若干人	大学・短大	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和36年4月2日以降に生まれた人で左記学歴を卒業または令和2年9月30日までに卒業見込みの人</li> <li>*社会福祉士資格を令和2年9月30日までに取得または取得見込みの人</li> </ul>
保健師	若干人	大学・短大	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和36年4月2日以降に生まれた人で左記学歴を卒業または令和2年9月30日までに卒業見込みの人</li> <li>*保健師資格を令和2年9月30日までに取得または取得見込みの人</li> </ul>
介護支援 専門員	若干人	大学・短大	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和36年4月2日以降に生まれた人で左記学歴を卒業または令和2年9月30日までに卒業見込みの人</li> <li>*介護支援専門員資格を令和2年9月30日までに取得または取得見込みの人</li> </ul>

### 2 試験日程・会場・試験内容

試験日	会場	試験内容
8月29日㊦	幸田町保健センター	基礎能力検査、パーソナリティ検査、面接

### 3 試験申込み・受付期間

区分	受付期間	受付場所	備考
窓口受付	7月31日(金)まで	幸田町社会福祉協議会(幸田町福祉サービスセンター内) 〒444-0113	受付時間は、午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝日は休み)
郵便受付		幸田町大字菱池字錦田82番地4	受付期間末日の消印まで有効(消印なきものは無効)

### 4 そのほか

- (1)募集要項をよくご確認の上、お申し込みください。なお、募集要項、受験申込書などは、幸田町社会福祉協議会でお渡しするほか、幸田町社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。
- (2)提出書類(履歴書など)は、理由を問わず返却しません。

### 5 問合せ

幸田町社会福祉協議会 ☎(0564)62-7171、FAX(0564)62-7254



## 「外国人相談窓口」を強化しました!

### Acrescentamos [BALCÃO DE CONSULTAS AOS ESTRANGEIROS]

- ① ポルトガル語での対応可能日時が、月～金の、10時～12時、13時～17時になりました。(祝日を除く)  
O horário de atendimento em português passou a ser de segunda a sexta das 10hs as 12hs, 13hs as 17hs (Exceto feriado)
- ② 電話を使用した多言語通訳を開始しました。  
Iniciamos atendimento por sistema telefônico com intérprete em vários idiomas.
- ③ 多言語使用できる翻訳機を設置しました。  
Providenciamos aparelho tradutor em vários idiomas.



役場の用事や役場に関する相談があるときはお問い合わせください。  
Entre em contato caso queira consultar sobre assuntos relacionados a prefeitura.

問合せ 企画政策課政策グループ(内線332) FAX63-5139

Contato: Kikaku Seisakuka Seisaku Grupo (Ramal 332) FAX63-5139



## 国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納める必要があります。1カ月の保険料は、16,540円（令和2年度）ですが、収入の減少や失業などにより保険料の納付が困難な場合は、申請して承認を受けると、保険料が全額免除、一部免除（一部納付）または納付が猶予される制度があります。

**免除と未納はこんなに違います！**

	老齢基礎年金を受けるための資格期間	老齢基礎年金の受け取り額	障害・遺族年金を受けるとき	所得審査を受ける人		
全額免除	○ 受給資格期間となる	1/2	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主		
4分の3免除 4分の1納付 4,140円を納める	○ 受給資格期間となる	× 一部納付しないと未納と同じ扱い	× 一部納付しないと未納と同じ扱い	本人・配偶者・世帯主		
半額免除 半額納付 8,270円を納める	○ 受給資格期間となる				5/8 全額納付を「1」として比較した額	○ 納付した場合と同じ
4分の1免除 4分の3納付 12,410円を納める	○ 受給資格期間となる				6/8 追納すると「1」になる	○ 納付した場合と同じ
納付猶予	○ 受給資格期間となる	0	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者		
未納	× 【期間に算入されない】	0	× 【受け取れない場合がある】			

- ・保険料の免除・納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）ができます。
- ・追納する場合は、免除・納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた額が加算されます。
- ・納付猶予の申請対象者は、平成28年7月から令和7年6月までの間、対象者が「30歳未満」から「50歳未満」へと拡大されています。
- ・令和2年度の申請受付は、令和2年7月からとなります。申請対象期間は、令和2年7月から令和3年6月までの保険料納付がない期間です。この期間の申請には、前年（令和元年）中の所得の申告が必要ですので、所得申告を済ませてから申請してください。

**【免除などの申請対象期間と審査所得の関係】**（令和2年7月時点 \*）

区分	申請の対象となる期間	審査の対象となる所得
平成29年度分	平成30年6月分	平成28年中所得
平成30年度分	平成30年7月～令和元年6月分	平成29年中所得
令和元年度分	令和元年7月～令和2年6月分	平成30年中所得
令和2年度分	令和2年7月～令和3年6月分	令和元年中所得

\*申請時点から、2年1カ月前までの期間について、さかのぼって国民年金保険料の免除などを申請できます。

### 申請時の注意点

- ①年度ごとに申請書の提出が必要です。1枚の申請書で申請できるのは1年度分です。  
\*免除・納付猶予は7月から翌年6月まで。
- ②過去の所得で審査します。申請する年度に対応する前年所得に基づき審査されます。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者などの所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除などが承認されない場合があります。
- ③離職年月日の分かる証明書があればお持ちください。

**申請・問合せ** 保険医療課国保年金グループ(内線141) FAX63-5334  
岡崎年金事務所 国民年金課 ☎(0564)23-2637



## 国民年金保険料の免除など臨時特例措置が利用できます

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合、国民年金保険料の納付が困難な人は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請ができるようになりました。国民年金保険料学生納付特例申請の場合も同様です。

**対象** 以下のいずれにも該当する人

- 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われたなどにより収入が減少した人
- 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当（学生納付特例の場合は、学生納付特例基準相当）になることが見込まれる人

**対象期間**

### ①免除申請の場合

令和2年2月分～6月分 \* 7月分以降は、7月以降に改めて申請が必要です。

### ②学生納付特例の場合

令和元年度分（令和2年2月分～令和2年3月分）

令和2年度分（令和2年4月分～令和3年3月分）

**必要な物**

### ①免除申請の場合

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

### ②学生納付特例の場合

- 国民年金保険料学生納付特例申請書
- 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））
- 学生証のコピー（在学期間が分かる箇所が必要）
  - \* 免除・納付猶予申請書または学生納付特例申請書をご提出の際、「⑩特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、「臨時特例」とご記入ください。
  - \* 所得の申立書の内容を明らかにすることができる書類の提出は必要ありませんが、後日確認させていただく場合があるので、2年間はその保管をお願いします。
  - \* 学生納付特例申請の際、休校などにより学生証が未発行の場合でも申請できます。申請書の備考欄に「学生証発行遅延のため後日送付」とご記入ください。

**申請方法**

保険医療課国保年金グループ、または岡崎年金事務所へ申請書を提出してください。国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます（印刷の際はA4サイズでご利用ください）。

\* 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での提出をぜひご利用ください。

**注意点**

- 記入例や承認の所得基準などの詳細は、日本年金機構のホームページ（「新型コロナウイルス感染症関連情報」→「1. 国民年金被保険者の方へ」）から、もしくは、町ホームページ（「新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちら」→「国民年金」→「保険料の免除制度」）をご確認ください。
- 今回の臨時特例措置に係る免除などの期間については、10年以内に追納をしない限り将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。一部免除となった場合は、免除されなかった分の保険料納付がないと給付などには結び付きません。
- 任意加入被保険者の人は利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している人は、免除が承認されるとご利用できなくなりますので、ご注意ください。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合、この臨時特例制度で使用する所得の申立書がなくても免除申請ができます。
- 学生納付特例の場合、前年所得を記入する欄で「所得なし」もしくは「所得あり（118万円以下）」に当てはまるときは、この臨時特例制度を利用する必要はありません。

**問合せ** 保険医療課国保年金グループ（内線141） FAX63-5334

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

（平日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時）





## 国民健康保険税はこうなります

国民健康保険税は、世帯ごとに計算され、世帯主が納税義務者となります。世帯主本人が被保険者でなくても、その世帯に被保険者がいれば、その世帯主に課税されます。

国民健康保険税は、所得割・均等割・平等割をそれぞれ医療保険分・後期高齢支援分・介護保険分（40歳から64歳までの人）ごとに計算した合計額を年税額として、7月から翌年2月までの年8回に分けて納めていただきます。

令和2年度の国民健康保険税の概要は、次のとおりですが、具体的な税額などは、7月中旬に郵送される納税通知書でご確認ください。

### 税率などは下表のとおりです

国民健康保険税は、被保険者の医療費にあてられる大切な財源であり、その被保険者間で公平に負担していただくよう税率などが決められていますので、必ず納期限までに納めましょう。

課税区分	課税対象	医療保険分	後期高齢支援分	介護保険分
所得割	前年の所得から33万円を控除した額	5.14%	2.37%	1.77%
均等割	被保険者1人当たり	21,400円	9,300円	10,100円
平等割 *1	1世帯当たり	17,100円	6,900円	5,300円
課税限度額		630,000円	190,000円	170,000円

\*1 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯は、平等割額（医療保険分・後期高齢支援分）が移行後5年間は半額、その後3年間は4分の3となります。

### 倒産や解雇などによる非自発的失業者に対する軽減措置があります（申告必要）

平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける人は、申告により、離職の翌日から翌年度末までの期間において、前年所得のうち給与所得を100分の30として所得割額が計算され、低所得者の税額軽減についても、同様に判定されます。

対象となる雇用保険受給資格者証の離職理由の番号	
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

### 臨時の国民健康保険税の減免措置があります（申請必要）

新型コロナウイルス感染症の影響により今年中の収入が一定程度減少すると見込まれる世帯（国民健康保険の被保険者が属する世帯）において、申請をして認められた場合は保険税の一部または全部が減免されます。

減免の対象となる世帯は次の①または②のいずれかに該当する世帯です。

①主たる生計維持者\*2が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

②主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれる世帯のうち次の条件をすべて満たす世帯

ア 事業収入等のいずれかが前年に比べて3割以上減少する見込みであること

イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

\*2 国民健康保険の被保険者が属する世帯において世帯主、または被保険者のうち前年度所得が最も高額である人  
申請期限 令和3年3月31日Ⓞ

\*次ページへ続く

### こんなときは減免が受けられます (申請必要)

申請により受けられる国民健康保険税の減免は、下表のとおりです。

減免の判定基準	減免される税額		
世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が失業や事業の休廃止などにより当年の所得額が2分の1以下に減少すると見込まれる世帯（非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が低額となる世帯を除く）	所得割額の半額 （非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が高額となる世帯は、その差額）		
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が死亡もしくは障害者となった世帯	災害を受けた日以後1年以内に到来する納期の納付額の全額		
災害などにより、被保険者の居住する住宅や家財に生じた損害金額がその住宅や家財の価格の5分の1以上である世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が下表の区分にある世帯	減免される額		
	世帯の区分（前年の所得額の合計）	損害金額がその住宅や家財の価格の5割以上	損害金額がその住宅や家財の価格の2割以上5割未満
	500万円以下	全額	半額
	500万円を超え750万円以下	半額	4分の1
	750万円を超え1,000万円以下	4分の1	8分の1
被保険者が少年院などの施設に収容、または刑事施設や労務場などの施設に拘禁された世帯	被保険者が拘禁などされた期間に対する税額		
被保険者が心身障害者医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割		
被保険者が母子家庭等医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割		
社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者であった者（65歳以上の者に限る）が国民健康保険の被保険者（旧被扶養者）となった世帯で、下表の区分による世帯	減免される額		
	世帯の区分	減免される額	
	旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）	
旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）		
世帯主と被保険者の町民税が非課税の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割		
世帯主が生活保護を受けた世帯	保護を受けた期間に到来する納期の納付額の全額		
就学援助を受けている被保険者を有する世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割		
児童扶養手当を受けている被保険者を有する世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割		
その他町長が特に必要と認めるとき	必要と認める額		

問合せ 保険医療課国保年金グループ(内線142) FAX63-5334



## 医療費などが軽減される認定証の更新をお忘れなく

1カ所の医療機関などに支払う医療費の窓口負担が、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」や入院時の食事代などの標準負担額（自己負担額）が軽減される「標準負担額減額認定証」などの有効期限は、7月31日(金)までです。国民健康保険の被保険者は、引き続きこの認定証の交付を受けるには、改めて申請が必要です。更新の受付の準備ができましたらご案内を郵送しますので、更新手続きを行ってください。

後期高齢者医療の被保険者で「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」を既にお持ちの人は、今年も下記対象適用区分に該当すれば、7月下旬に新しい認定証を郵送します（申請手続きは不要です）。また、新たに該当された人は、申請手続きが必要です。6月下旬にご案内を郵送していますのでご確認ください。

### 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

病気や怪我などで医療費の負担が大きくなった時のために、健康保険には「高額療養費制度」が用意されています。高額療養費制度では、医療機関から請求された医療費の自己負担分の全額を支払った上で申請することにより、自己負担限度額を超えた金額が払い戻しされます。しかし、一時的だとしても、医療費の自己負担分の全額を支払うことは経済的に大きな負担となります。

あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に表示することで、医療機関ごとに一月の支払額が、高額療養費制度の自己負担限度額までとなります。入院や手術などで、これから高額な医療費がかかることが分かっている場合には、「限度額適用認定証」の申請をおすすめします（食事代や差額ベッド代などの保険適用とならない費用は別途お支払いが必要です）。

また、町民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に表示することで、食事代が標準負担額に減額されます。

### 70歳未満（国民健康保険加入者）の医療費1カ月の自己負担限度額

適用区分	所得要件 *2	過去12カ月間の世帯内の高額療養費支給回数		対象となる認定証
		3回目まで	4回目以降 *3	
ア	901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円	限度額適用認定証
イ	600万円超 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円	
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円	
エ	210万円以下 (町民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円	
オ	町民税非課税世帯 *1	35,400円	24,600円	限度額適用・ 標準負担額減額認定証

### 70歳以上の医療費1カ月の自己負担限度額

適用区分	自己負担限度額		対象となる認定証
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% 〈4回目以降140,100円〉*3		限度額適用 認定証
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% 〈4回目以降93,000円〉*3		
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 〈4回目以降44,400円〉*3		
一般 課税所得145万円未満 (町民税非課税世帯を除く)	18,000円 〈年間限度額144,000円〉*4	57,600円 〈4回目以降44,400円〉*3	限度額適用・標準負担 額減額認定証
低所得者Ⅱ 住民税非課税世帯 (低所得者Ⅰ以外) *1	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) *1		15,000円	

\*次ページへ続く

### 入院時の食事代の標準負担額

適用区分		標準負担額	対象となる認定証
ア・イ・ウ・エ (70歳未満) 現役並み (I・II・III)・一般 (70歳以上)		1食460円 *5	
オ *1 (70歳未満) 低所得者II *1 (70歳以上)	過去12カ月間で90日までの入院	1食210円	限度額適用・標準 負担額減額認定証
	過去12カ月間で90日を超える 長期入院	1食160円	
低所得者I (70歳以上) *1		1食100円	

- \*1 国民健康保険では世帯主と被保険者全員が、後期高齢者医療では世帯全員が町民税非課税の人
- \*2 世帯の被保険者全員の「前年の所得から33万円を控除した額」の合計
- \*3 過去12カ月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から、上限額が下がります（多数該当）。
- \*4 8月～翌年7月
- \*5 一部1食260円の場合あり。

**申請に必要な物** 印鑑、保険証、現在お持ちの認定証、身分証明書、個人番号カード（世帯主分も必要）適用区分が「オ」および「低所得者II」となる人で90日を超える入院がある人は、領収書など入院日数の確認ができるもの

**問合せ** 国民健康保険について…保険医療課国保年金グループ（内線143）  
後期高齢者医療について…保険医療課医療グループ（内線144） FAX63-5334



## 後期高齢者医療保険料均等割軽減の見直しについて

後期高齢者医療保険料の均等割については、これまで特例的に軽減割合を上乗せして実施されてきましたが、今年度以後、制度本来の仕組みである7割軽減になります。令和2年度については下表のとおりです。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合		
	令和元年度	令和2年度 (本年度)	令和3年度
軽減判定所得が33万円以下	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減
	保険料（年額） 6,800円→10,900円		
うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし	8割軽減	7割軽減	
	保険料（年額） 9,000円→14,600円		

**問合せ** 保険医療課医療グループ(内線144) FAX63-5334

## 毎月の相談

### ◎行政相談

**とき** 毎月第3水曜日(祝日除く) 午前9時～正午  
**ところ** 役場1階相談室  
**問合せ** 総務課 法規グループ(内線353) FAX63-5139

### ◎人権相談

**とき** 毎月第1水曜日 午前9時～正午  
**ところ** 役場1階相談室  
**問合せ** 住民課 住民窓口グループ(内線122) FAX62-6555

### ◎消費生活相談

#### ▶幸田町(電話相談可)

**とき** 毎週火曜日 午前10時～正午、午後1時～4時  
 \*受付は午後3時30分まで

**ところ** 役場1階相談室

**そのほか** 専門の相談員が対応します。

**問合せ** 企画政策課 政策グループ(内線331) FAX63-5139

#### ▶愛知県消費生活総合センター

**とき** ①～⑤ 午前9時～午後4時30分  
 ①・② 午前9時～午後4時

**ところ・問合せ** 愛知県消費生活総合センター  
 ☎052-962-0999

### ◎多重債務相談(予約制)

**とき** 毎週火・木曜日 午後1時～4時  
**ところ・問合せ** 愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999

### ◎司法書士法律困りごと相談(予約制)

**とき** 毎月第1・3水曜日 午後1時～4時  
**ところ** 福祉サービスセンター

**そのほか** 1週間前までに事前予約が必要

**問合せ** 幸田町社会福祉協議会 ☎62-7171、FAX62-7254

### ◎無料法律相談(予約制)

**とき** 毎月第2木曜日 午後1時～4時  
**ところ** 役場1階相談室  
**問合せ** 住民課 住民窓口グループ(内線122) FAX62-6555

### ◎心配ごとお気軽相談(電話相談可)

**とき** 毎週水曜日 午前9時～正午  
**ところ** 役場1階相談室  
**問合せ** 福祉課 介護保険グループ(内線157) FAX56-6218

### ◎母子父子家庭相談(電話相談可)

**とき** 毎月第4木曜日 午前10時～午後4時  
**ところ** 役場1階相談室  
**問合せ** 福祉課 包括ケアグループ(内線155) FAX56-6218

### ◎こどもの相談

**とき** 毎月第2水曜日 午前10時～午後4時  
**ところ** 役場1階相談室  
**問合せ** 福祉課 包括ケアグループ(内線155) FAX56-6218

### ◎子育て相談(訪問相談可)

**とき** ①～⑤ 午前8時30分～午後5時  
 ① 午前8時30分～正午  
 \*①は電話相談のみ(祝日除く)  
**ところ・問合せ** 上六栗子育て支援センター ☎・FAX62-8333

### ◎教育相談

**とき** ①～⑤ 午前10時～午後6時  
**ところ** 中央公民館教育相談室  
**問合せ** ☎・FAX63-1188 Eメール soudan@sk2.aitai.ne.jp

### ◎高齢者の相談(訪問相談可)

**とき** ①～⑤(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分  
**ところ** 福祉サービスセンター  
**問合せ** 幸田町地域包括支援センター ☎62-7331、FAX62-7254

### ◎認知症介護電話相談

**とき** ①～⑤(祝日除く) 午前10時～午後4時  
**ところ** 公益社団法人 認知症の人と家族の会・愛知県支部  
**問合せ** ☎0562-31-1911 FAX0562-33-7102

### ◎ゆるカフェ(若年性認知症・高次脳機能障害当事者の相談・交流会)

**とき** 毎月第1土曜日 午前10時～正午  
**ところ** 就労継続支援B型事業所ひなた  
**問合せ** 福祉課包括ケアグループ(内線154) FAX56-6218

### ◎身体・知的・精神障がい者相談

**とき** ①～⑤(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分  
**ところ** ①生活支援センターこうた  
 ②相談支援事業所ひなた  
 ③幸田町社協相談支援事業所

**相談員** 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士  
**そのほか** ご家庭への訪問相談も行っています(要予約)。

**問合せ** ①☎63-1775 ②☎77-6900 ③☎62-7171

### ◎心の病気を抱える人の家族の相談

**とき** 毎月第3火曜日 午後1時30分～3時  
**ところ** つどいの家1階 図書室

**内容** 精神保健福祉士などが相談に応じます。

**問合せ** 福祉課 福祉グループ(内線151) FAX56-6218

### ◎憩いの場(心の病のある人のデイケア)

**とき** 毎週火曜日 午後1時30分～4時  
**ところ** つどいの家 会議室・図書室

**相談員** 精神保健福祉士

**問合せ** 福祉課 福祉グループ(内線151) FAX56-6218

### ◎ひきこもり家族の集い

**とき** 毎月第3水曜日 午後5時30分～7時  
**ところ** つどいの家

**対象** ひきこもり状態にある本人または家族

**問合せ** 幸田町基幹相談支援センター ☎63-1755、FAX63-1756

### ◎精神保健福祉(心の病、心の健康)相談

**とき** ①～⑤(祝日、年末年始除く) 午前9時～午後4時30分  
**ところ・問合せ** 西尾保健所健康支援課  
 ☎0563-56-5241 FAX0563-54-6791

### ◎子どもの権利擁護委員会

**とき** ①～⑤(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分  
**問合せ** こども課 児童育成グループ(内線133)、FAX63-5334  
 Eメール kodomo-kenri@town.kota.lg.jp

### ◎国税に関する「電話相談センター」

**とき** ①～⑤(祝日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時  
**利用方法** ①岡崎税務署 ☎58-6511へ電話  
 ②自動音声→「1」を押す  
 ③自動音声→相談内容の番号を押す

## 寄付

ありがとうございます

(敬称略)

#### 幸田町へ

- ◎のばライスセンター 磯部 有哉/お米700キロ
- ◎(株)コバテック 河合 伸二/マスク4,000枚
- ◎飯田 由紀/手づくりマスク55枚
- ◎(協)アンジョウハーツ/フェイスシールド400個
- ◎(有)中條総合保険/リスクマネージメントサービス 中條 義之/金6,400円

#### 幸田町社会福祉協議会へ

- ◎(株)石原組従業員一同/金1,200円
- ◎石ヶ森 寛/金40円

**人口動態** 2020.6.1現在

総人口 42,478人(前月比-9人)  
 内 男21,584人 女20,894人  
 世帯数 16,404世帯(前月比+12世帯)

5月中の主な異動  
 出生 22人(男 9人/女 13人)  
 死亡 17人(男 12人/女 5人)  
 転入 113人(男 61人/女 52人)  
 転出 125人(男 67人/女 58人)

**戸籍異動** 5月届出分(順不同・敬称略)

おめでとうございます

出生児	保護者	区
勝又 羽琉【はる】	洸太	鷺田
黒須 かな	彩香	里
熊澤 明希【あき】	恭平	六粟
FUKUSHIMA FARAUJA KEOKI	FUKUSHIMA FARAUJA DE OLIVEIRA TAMIRES	六粟
岡田 希子【きこ】	聡	高力
壁谷 莉叶【りの】	勇一郎	高力
佐田 結菜【ゆいな】	正聡	新田
篠原 滯季【みおり】	知秀	岩堀
石川 七聖【ななせ】	祐介	里
佐藤 胡乃実【このみ】	洋輝	大草
片淵 義士【あさと】	祥太	横落
吉本 衣織【いおり】	久晃	大草
豊永 健【たける】	誠	横落
小林 花瑠【はる】	宏紀	鷺田
鈴木 奏姫耶【そふいや】	TING MYLEN GRACE MAGLASANG	里
横井 円香【まどか】	里乃	里
長岡 雅弥【まさや】	寛樹	横落
近藤 成仁【なりひと】	恵三	野場

おくやみ申し上げます

死亡者	年齢	世帯主	区
森下 昭生	78	森下 昭生	高力
酒井 博子	90	酒井 宏明	海谷
谷川 あさ子	89	谷川 久夫	高力
平岩 タマ	95	平岩 里志	須美
鈴木 国人	59	鈴木 榮一	大草
長谷 藤一	79	長谷 忠雄	海谷
金澤 満	83	金澤 満	坂崎
松岡 久子	95	松岡 久子	大草

\*プライバシー保護のため、希望者のみ掲載しています。掲載希望の人は、届け出時に住民課にお申し出ください。

**ケーブルTV 7月の番組案内**  
 〈スマイル12チャンネル〉

- ①『テレビ回覧板WEEKLY』(15分)  
 幸田町、蒲郡市の地域ニュース。毎週土曜日更新  
 (毎日9:00、12:00、15:00、17:00、19:00、22:00放送)
- ②『町の風景』(10分)  
 幸田町、蒲郡市の美しい風景をお届けします。  
 7月11日(土)~24日(金) 1週目 9:15、12:30、19:15放送  
 2週目 12:15、18:00、22:15放送
- ③『マイ Home Town』(30分)  
 「私の町」をテーマにしたエリア内の情報番組です。  
 7月11日(土)~24日(金)
- ④『幸田発! ハツラツさん紀行』(15分)  
 幸田町のハツラツさんを紹介합니다。  
 7月18日(土)~31日(金)  
 ③④は期間中 1週目 9:30、19:30、22:30放送  
 2週目 10:30、15:30、20:00放送
- ⑤『店ばな工房』(15分)  
 幸田町、蒲郡市にあるお店を紹介します。  
 7月18日(土)~31日(金) 1週目 9:15、12:30、19:15放送  
 2週目 12:15、18:00、22:15放送

■『夏季愛知県高等学校野球大会』

今年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止となった夏季大会の代わりに「夏季愛知県高等学校野球大会」が行われます。スマイルチャンネルでは、幸田町・蒲郡市の高校の全試合をお届けします。なお、豊橋球場で行われる試合は生放送でお届けします。高校球児たちの熱い夏をお楽しみください。

\*放送日は組み合わせにより異なります。

問合せ 三河湾ネットワーク株式会社 ☎0120-794934

**今月の表紙**

「モモの初出荷」



目揃会の様子

今月の表紙は、5月20日(土)に行われたモモの出荷基準を確認する目揃え会の写真です。ケースに入ったモモは、どれも赤く色づいていてとても美味しそうでした。幸田町を代表する夏の農産物です。

こんにちは! 編集者のTです。  
 最近ニュースはコロナの記事ばかりで皆さんも自粛ムードではあると思います。そんなときはエール飯! テイクアウトをして家でおいしくいただいています。そのせいで体重が増加気味ですが。  
 自粛ムードでも明るいニュースをお届けられるように取材に行ってきます!

ちよと  
 ひとこと  
 編集者の

